

市立舞鶴市民病院 LED照明リース 仕様書

1. 業務名

市立舞鶴市民病院 LED照明リース

2. 目的

本事業は、市立舞鶴市民病院に設置されている既設の照明器具について、リース手法を用いてLED照明を導入することを目的とする。

3. 事業内容

- (1) LED照明器具の調達
- (2) LED照明器具の設置
- (3) LED照明器具への交換に伴う廃棄物の処理
- (4) LED照明器具のリース（動産総合保険含む）
リース契約には以下の事項を含むこととする。
 - ① LED照明器具の調達及び設置に係る費用
 - ② 既存の照明ランプ等の処分費用
 - ③ 維持管理に係る費用

※「LED照明器具」とは、「LEDランプ及びその他取替に必要な器具」を指す。

4. 事業期間

- (1) LED照明器具導入期間
契約締結日から令和7年8月31日まで（完了検査含む）
- (2) リース期間
LED照明器具設置導入日の翌日から5年間

5. 数量及び設置場所

別紙のとおり

6. 作業及び機器仕様

- (1) 共通事項
 - ① LED照明の設置に必要な器具については、別紙「市立舞鶴市民病院 照明機器一覧」に記載されている数量を基準に調達すること。
 - ② 調達する照明器具及び光源（LED）は、新品かつ製造年2024年以降のものとする。また、その他雑材は、新品（最新）を用いること。
 - ③ LED照明器具の設置については、基本的に既設の照明器具を流用し、管球のみの交換とする。但し、管球を交換する方式での取り換えが不可能な場合は、照明器具を交換すること。
 - ④ 設置前に現場調査、回路調査等を十分に行い、作業を実施すること。また、調査等において仕様書等の相違点を発見した場合には、速やかに発注者に報告し協議すること。

(2) 工事の詳細

- ① 契約後、速やかに施工計画（工程表、作業体制、安全管理計画等）について、発注者と協議すること。
なお、次の資料を提出すること。
 - a 機器搬入・搬出計画（様式任意）
 - b 機器構成一覧表（様式任意）
 - c 作業体制表（様式任意）
 - d 機器設置業者及び維持管理体制表（様式任意）
- ② 設置作業にあたっての安全管理については、発注者と綿密な打ち合わせを行い、受注者の負担で安全確保に必要な措置を講ずること。また、設置作業により生じた施設設備、電気機器等への不具合や事故については、受注者の負担により対処すること。
- ③ 設置作業の前後に当該照明回路の絶縁測定を実施し、作業による絶縁不良等がないことを確認すること。
- ④ 設置作業において発生する軽微な工事、補修等については、本契約の作業範囲として実施すること。
- ⑤ 搬入・搬出経路については、施設管理運営上の支障に留意し、施設管理者の承諾を得ること。
- ⑥ 資材置き場、荷捌き場及び搬出物の仮置き場等の病院の敷地内における必要な場所の確保については、事前に発注者の承諾を得ること。
- ⑦ 作業中は粉塵の飛散等に十分注意し、患者に影響を及ぼさないよう状況に応じて必要な養生を行うこと。また、作業終了後には床の清掃等、環境美化に努めること。
- ⑧ 現場建物等に損傷を与えることの無いように十分に注意すること。万一損傷した場合は、受注者の責任及び費用負担において補修または復旧を行うこと。
- ⑨ 既設の蛍光灯及びその他付属品等（作業中の発生材を含む）については、関係法令に基づき適切な処分を行うこと。
- ⑩ 設置が完了したLED照明器具から使用の試行を行うこととし、リース開始日までに障害が発生した場合は、受注者はその復旧をしなければならない。
- ⑪ LED照明の設置作業後、照度について速やかに校正証明書の有る照度計によって照度実測を行い、性能を確認するものとする。
- ⑫ 設置中に事故が発生した場合は、直ちに発注者に通報するとともに、事故発生報告書を発注者に速やかに提出すること。
- ⑬ 設置作業完了後、完成図書（完成図、着手前―施工中―施工後（完成）の状況の撮影記録、LED照明のリース物品一覧、設置機器図面等）を提出すること。
- ⑭ 本仕様書に記載しない事項については、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）最新版／国土交通省大臣官房官庁営繕部監修により補完する。

(3) 灯具の仕様

- ① LED照明器具は日本産業規格 JISZ9110 に準拠し、一般社団法人日本照明工業会ガイド(高品質照明用 LED 光源における性能要求指針)を基準とすること。

- ② LED 光源により、不快感(グレア、フリッカー等)を与えないものであること。
- ③ 照度については既設の照明器具と同等以上を確保出来る製品とし、根拠となる資料を提示すること。
- ④ 色温度についても既設ランプの色温度と合わせることにし、上記同様に根拠となる資料を提示すること。メーカー品揃えにより色温度が変更となる場合は、発注者と協議の上、承諾を得るものとする。
- ⑤ 光源(LED)寿命は、40,000 時間以上(光束維持率 70%以上)の製品とすること。
- ⑥ ISO9001(品質) 及び ISO14001(環境)の認証取得工場で製造していること。
- ⑦ LED 照明器具のメーカー保証期間は5 年以上とすること。
- ⑧ LED 整備後、計画した LED 削減効果(理論値)から著しく乖離した削減実績となった場合は、その原因を検証し、仕様書条件を満たすよう対策を講じること。
- ⑨ 使用機器は、規格・品質が信用に足りるメーカーの製品であり、環境負荷軽減に十分に配慮した設備とすること。
- ⑩ 病室など特に低ノイズ機器が推奨される場所において周辺医療機器への影響のない適切な機器とすること。
- ⑪ 外部に設置する照明器具は適切な防水性、耐候性、耐食性を有すること。
- ⑫ 照明器具の配線等に不具合が報告された箇所については発注者と対応について協議すること。
- ⑬ 非常灯兼用器具を切り替える際には法令に従い、設置する照明器具の近くに、既設の非常灯と同等の照度を持つ非常用照明を天井構造に応じて設置すること。
- ⑭ 一般社団法人日本照明工業会の会員となっているメーカーの製品であること。
- ⑮ 照明器具には、本契約の賃貸借物品であることを表記したラベル等を付すること。
- ⑯ 灯具内の配線替えを行った灯具には、電源供給口側に電源供給口を示すシールを貼りなおかつLED専用シール(LED専用・管の種類など注意事項)を貼ること。
- ⑰ 直管型LED照明については、以下を満たすものとする。
 - a 口金はG13 であること。
 - b 安定器をバイパスし、直接ソケットに給電するように施工し、LEDランプに取り替えること。また、正常かつ安全に使用するために必要な調整及び工事をすること。
 - c 既設安定器のバイパス(切り離し)を必要としない直管型LEDランプは不可とする。
 - d 既設蛍光灯照明器具に適合する製品とすること。(メーカーが適合を推奨しない、蛍光灯器具に対する誤挿入防止ピンが付属しているランプは不可とする。)
- ⑱ 防災用照明器具については、以下を満たすものとする。
 - a 建築基準法及び消防法に定める照明器具とすること。
 - b 階段通路誘導灯等の光源(LED)の寿命は60,000 時間以上とすること。
 - c 電源(電源別置型、電源内蔵型)は適切なものを選択し、必要に応じて取替作業を行うこと。
 - d 所轄の消防署へ改修に伴う申請を行い、検査を受けること。またその際、消防署より消防法における改善等を指摘された場合は、別途発注者と協議すること。

- ⑭ 適用規格及び参考規格について、本仕様書において規定されていないものは、以下の規格等に適合または準拠していること。

JIS 規格

JISC62504	一般照明用 LED 製品及び関連装置の用語及び定義
JISC7801	一般照明用光源の測光方法
JISC7550	ランプ及びランプシステムの光生物学的安全性
JISC8105-1	照明器具-第 1 部：安全性要求事項通則
JISC8105-2-1	照明器具-第 2-1 部：定着灯器具に関する安全性要求事項
JISC8105-2-2	照明器具-第 2-2 部：埋込み形照明器具に関する安全性要求事項
JISC8105-2-22	照明器具-第 2-22 部：非常時用照明器具に関する安全性要求事項
JISC8105-3	照明器具-第 3 部：性能要求事項
JISC8105-5	照明器具-第 5 部：配光測定方法
JISC8106	施設用 LED 照明器具・施設用蛍光灯器具
JISC8121-2-3	ランプソケット類-第 2-3 部：直管 LED ランプソケットに関する安全性要求事項
JISC8147-2-7	ランプ制御装置-第 2-7 部：非常時照明用制御装置の個別要求事項
JISC8147-2-13	ランプ制御装置-第 2-13 部：直流又は交流電源用 LED モジュール用制御装置の個別要求事項
JISC8152-1	照明用白色発光ダイオード(LED)の測光方法-第 1 部：LED パッケージ
JISC8152-2	照明用白色発光ダイオード(LED)の測光方法-第 2 部：LED モジュール及び LED ライトエンジン
JISC8152-3	照明用白色発光ダイオード(LED)の測光方法-第 3 部：光束維持率の測定方法
JISC8153	LED モジュール用制御装置－性能要求事項
JISC8154	一般照明用 LED モジュール－安全仕様
JISC8155	一般照明用 LED モジュール－性能要求事項

JEL 規格

JEL600	光源製品の正しい使い方と表示事項
--------	------------------

電気用品安全法 (PSE)

電気用品安全法上の技術基準の内容に準拠するものとする。

JLMA 規格

JLMA301	AC 直結 G13 口金直管 LED 光源－安全規格
LMA500	LED 関連試験規格の JNLA 認定技術基準

CISPR 規格

CISPR11	工業・科学及び医療用装置からの妨害波の許容値及び測定法
CISPR15	電気照明及び類似機器の無線妨害波特性の許容値及び測定法
CISPR32	マルチメディア機器の電磁両立性 - エミッション要求事項

ガイドライン

ガイド B 005	改正ランプ及び制御装置・製品アセスメントマニュアル
ガイド 010	直管LEDランプ性能表示等のガイドライン
ガイド B011	高品質照明用LED光源の性能要求指針
ガイド A102	照明器具の銘板等の表示

7. リースについて

(1) 維持管理

- ① リース期間中は、LED照明器具が正常な状態で使用できるよう維持管理すること。
- ② リース期間中の照明の不点灯及び照度低下（基準値以下）、原因不明の不具合等は、受注者の責任において、交換又は補修を行うこと。なお、費用については、照明費用・取替工事費用はリース期間中無償とする。
- ③ リース期間中の障害発生時の連絡先等を記載した体制表を提出すること。
- ④ 障害発生に対応した場合は、その都度、書面による報告書を提出すること。
- ⑤ 受注者は、リース物件に対し、受注者の費用負担により動産総合保険に加入すること。

(2) リース契約後の設備の取り扱いについて

リース期間終了後の設備一式については、発注者へ無償譲渡されるものとする。

8. その他

- (1) 受託者は、一部業務を第三者へ委託することができる。なお、委託先にあたっては、市内業者の活用に配慮すること。
- (2) リース期間中、地震・津波・天災地変等、動産総合保険の適用対象外の事由を理由として物件に滅失・破損等発生の場合は、発注者と受注者にて別途協議の上、決定すること。
- (3) 仕様書に明示されていない事項については、発注者と協議の上、実施の有無を決定すること。